

各位

第32回定時株主総会招集のための基準日の取り消し及び再設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年1月9日付で公表いたしました基準日（2026年1月29日）を取り消すとともに、第32回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の招集のための基準日を2026年4月15日に再設定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取り消しする基準日

2026年1月29日（木曜日）

2. 新たに設定する本定時株主総会に係る基準日等について

本定時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、以下のとおり基準日を定めます。同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 基準日 2026年4月15日（水曜日）

(2) 公告日 2026年3月30日（月曜日）

(3) 公告方法 電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします。）

<https://www.afs.co.jp/category/ir/electronicnotification.html>

3. 基準日の取り消し及び再設定の理由

本定時株主総会に上程予定の議案に関する慎重な検討に加え、直近の有価証券報告書に係る訂正報告書の提出に向けた準備を行っております。しかしながら、内容の精査および確定までに追加の時間を要する見通しとなりました。当社といたしましては、訂正後の正確な財務情報等を株主の皆様へ開示し、その上で議決権を行使いただくことが、皆様の信頼に応えるための基本であり、かつ適正な総会運営に不可欠であると判断いたしました。

つきましては、4月中の開催を見送り、開催日程を後ろ倒しするとともに、基準日を再設定することといたしました。

4. 株主優待制度の取り扱いについて

株主優待につきましては、当初の基準日（2026年1月29日）現在の株主名簿に記載または記録された株主様を対象として実施いたします。今回の総会基準日の変更によって、株主優待の権利に影響が出ることはございません。

また、当初は「第32回定時株主総会招集ご通知」に同封する予定でしたが、株主総会開催の延期に伴い、株主優待券のみを先行して単独で発送いたします。発送は「2026年4月下旬頃」を予定しております。

5. 本定時株主総会の開催予定について

本定時株主総会の開催日は、2026年6月中旬を予定しております。詳細な日時および場所等につきましては、決定次第、改めて当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

株主総会の開催および株主優待券のお届けが遅れ、株主の皆様には多大なるご迷惑をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

以上